

会 議 録

会議名	平成30年度第3回小金井市消費生活審議会（第11期）		
事務局	市民部経済課消費生活係		
開催日時	平成31年3月19日（火） 午前10時～11時		
開催場所	小金井市前原暫定集会施設A会議室		
出席者	委員	富岡 秀夫（会長）・宮本 智次郎（会長職務代理者） 吉田 安之・植草 康仁・松井 大平・田中 静枝	
	その他	なし	
	事務局	高橋 啓之 経済課長 杉野 俊太郎 消費生活係長・岩瀬 茉莉子 消費生活係主任	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・ <input type="radio"/> 不可・（一部不可）	傍聴者数	0 人
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

審議経過（主な発言要旨等）

司 会（経済課長）

定刻になったので、平成30年度第3回小金井市消費生活審議会（第11期）を開会する。次第1、委員の委嘱について事務局より進行する。

前回の審議会で消費者委員1名の欠員について報告したが、公募により、委員が決まったことを報告する。なお、任期については、本日から2020年10月28日となる。委嘱については、机上配付により交付と変えさせていただく。それでは自己紹介をお願いします。

《 自己紹介 》

続いて、各委員を紹介する。

《 紹 介 》

次に、事務局職員の紹介を行う。

司 会 それでは、次第2、会長に挨拶をお願いします。

会 長 《 挨 拶 》

司 会 現在委員定数は8名で組織しており、本日6名の出席をいただいているので、小金井市消費生活条例施行規則第4条に基づき会議が成立していることを報告する。会長に議事進行をお願いします。

会 長 次第3、議題（1）「平成30年度消費者行政事業報告」について事務局から説明を求める。

事務局 《 資料1及び資料2について説明 》

会 長 質問またはご意見はあるか。

資料1、11月12日開催の講座について、終了しているが人数が記載されていないが。

事務局 11月12日の講座について、場所は法政大学小金井キャンパスで開催した。開催時間と場所について、大学側との調整により、講義の時間帯を避け、学生の昼休憩の時間に、学生の集まるランチルームにて開催することとなった。講座内容は、東京都の出前寄席を利用した漫才と、市消費生活相談員による講演をおこなった。昼休憩であり会場には50名程度いたが、出入りが多く参加者数を記載しなかった。

会 長 報告資料のため、おおよその人数を記載する方がいいのではないか。

事務局で検討してもらいたい。また、3月8日、3月15日の講座については審議会直近であり、記載がなかったと考えるが、口頭で事務局からの説明

があってもいいのではないか。

課 長

こちらについては、事務報告書に記載する内容であり、会長のご意見を考慮させていただきます。

会 長

消費者相談件数について、2月末現在で782件となっている。昨年度に比べいかがか。

事務局

昨年度は、650件だったので、今年度は2月末時点で超えている。顕著に増えているのが、商品一般に関する相談である。ハガキによる架空請求による増が要因と考える。

会 長

ハガキによる架空請求は、だいぶ前に被害が多発し落ち着きつつあったが、悪質業者は、新たな手や忘れたところにまた始める。原野商法については、以前被害に遭い悩んでいる人のところへ二次被害といったようになる。市報等で適切な時期に、情報を流す必要がある。どのような状況か。

課 長

今年度、市報の特集号をくみ、架空請求の件も含め広報した。毎月の相談記録から、架空請求ハガキについてどうしたらいいかという相談もあるが、「こういったハガキが来た」「ハガキは無視した」といった情報提供レベルのものも多数あり、その辺は安心できる。市民の皆さんがわかっているなど感じる。様子を見ながら、今後も機会を捉えて啓発していきたい。

委 員

消費者スクールの講師は、どのような方がやっているのか。

事務局

市消費生活相談員が講師をしている。

委 員

あんしん見守りガイドは、何部作成し、どういったところへ配布したのか。

事務局

1,000部作成した。配布ではなく、講座のテキストとして使用している。今年度は、資料1に記載のとおり「あんしん見守りガイド」にて、地域包括支援センター職員、介護事業所職員、民生委員等に向けての講座にて使用した。

委 員

こちらは、PDF等でホームページに掲載しているのか。

事務局

現在はしていない。来年度は、出前講座でも使用していきたいと考えているので、出前講座の周知と併せて掲載を検討している。

委 員

印刷だと費用がかかるが、PDFダウンロードであれば費用が発生しないので。

委 員

出前講座は2件程度なのか。

事務局

資料1に、3回実施と記載している。出前講座は応募があって開催するものとなっているので、今年度は現状3回である。

委 員

法政大学の講座は、応募があっても食堂での開催だったのか。

事務局

法政大学で開催した講座については、大学学生課より学生向けに注意喚起を

して欲しいという依頼があり講座を開催した。授業数が多いため、授業時間には出来ないということで、昼休憩に実施することになった。

委員

参加人数が、30名程度の講座もありもったいない。

老人会に入っており、60から80人の方が集まるので、そういった所でやった方がいいのではないかと。

委員

消費生活相談の関係で、「運輸・通信サービス」にどのような相談が寄せられているのか。市民に相談内容を共有できるようになっているのか。

他の行政の方で、ホームページに「よくある質問」のようなものを設けている。例えば、「商品一般」でどのような質問があったか等があれば、仮に質問しない方が読むだけでわかるのではないかと思う。

消費者講座の消費者スクールの参加人数について、ばらつきがある。この要因は、会場の都合かと考えるが、開催の方法によってばらつきがでているのか、学校の立位置はどのようなものか、教えていただきたい。

課長

よくある質問については、市ホームページに掲載している。また、相談事例集を作成している。こちらは相談室に寄せられた相談を事例と回答という形式で載せている。

消費者講座の参加人数のばらつきについて、消費者スクール以外の講座は、市報、ホームページで参加募集をかけ、申込みいただいた方に参加いただくため、テーマによって興味をひかれる、ひかれないうてくることあると思う。あわせて、講座開催は平日の日中のため、その時間帯に来られるかた以外は参加が厳しい。また、あんしん見守りガイドを使用した、高齢者を見守る方への講座というのは、地域包括支援センターの方等を中心にしてている。そちらも、業務時間中とかぶるので、全ての方に参加していただくのは、現時点ではない。夜間の開催について、現状踏み込んでいない状況である。

学校の方は、対象を一学年としてやっている。今年度の中央大学附属高等学校については、希望者となったため、参加人数が少なかった。

委員

消費者スクールが、高校でも入っている。これは、こちらからもち掛けているのか。高校から要望があったのか。

課長

こちらから働きかけをしている。先ほど、会長から教育委員会との連携の話があったが、公立中学校については、そこが重要になると思う。

指導室長との話の中で、成年年齢の引き下げについて一定意識をしているということで、これまで、公立中学校全校での開催ができなかったが、今年度は

開催できたところである。次年度以降も、このような形で力を入れてやっていく必要があるかと考えている。

会 長

続きまして、議題2、平成31年度の消費者行政事業予定についてについて説明を求める。

事務局

《 資料3、資料4及び資料5について説明 》

会 長

次年度予算が300万弱増えているが、放射能測定器購入部分が大きく増え、他は、若干減っているのか。測定器も大事だが、事務的に色々やっているのは如何なものかと思う。行動を起こすための日々の予算や、以前から話をしているように、少し外の自治体の話を聞いてみるのはどうか。昨年、徳島県の消費者庁へ視察という話があったが、予算措置されなかったのは、財政当局がそういったものは要らないという判断をしたからか。

課 長

端的にいうとそうなるが、我々の力不足もあるかもしれない。平成31年度は予算措置できなかったが、会長の方からも小金井市と同じような規模の自治体を見に行っただ方がいいのではないかと助言いただいている。来年度は、事務局の方で東京都近隣の先進的な取り組みをしているところへ行こうと考えている。そういった所であれば、予算措置が要らない。

また、先ほど事務局の資料説明の中で、消費者講座講師謝礼について増やしており、事務局が直接ではないが、引き続き啓発に力を入れていければと考えている。

会 長

今後、同規模の自治体でもいいが、私自身は全国の自治体に伺っている。色々な地域の方が状況把握のため、来られている。東京都の方が各地に出向くのをあまり見ない、県の方が来られる。徳島県は消費生活センターと教育委員会が定期的に人事交流をしている。教育委員会から消費者センターへ2年間出向する。これまで教育委員会は外にでることがなかったが、やはり学校の中で消費者行政や消費者教育、消費者問題を知ってもらえないということで、人事交流を長く取組んでいる。この成果を、他自治体が、自分たちの自治体でどう取り入れたらいいかということ視察に来る。姫路市も教育長がこういった問題に理解を示している。文部科学省が行っている、消費者教育フェスタがあり、こういったものに出て、これからの生きる力をつけないと、子どもたちが困るということで教育長がやり、他自治体が視察に見えている。同規模の自治体も大事だが、先進的な取り組みをしている自治体もみていただくといい。それを上手く次年度の事業に活かせるようにたっていないと。

東京都は、教育委員会の壁があつく、気持ちは強いがなかなか出来ない。
上手くいっている自治体は、どうしているのか知っていただく必要がある。
東京都ではいかがか。

会長代理

学習指導要領にはあるが、学校の先生の方で対応しきれないと聞いている。
毎年夏に教員向けに消費者教育講座を開催している。関心のある先生方に学
んでいただき、学校に戻られて自分でカリキュラムを考え、家庭科等の中で、
東京都のコンシューマエイド（出前講座）を活用して消費者教育に取り組んで
いただいているところもあるが、一部の先生方だけであり、なかなか困難な
状況である。

会 長

一挙に進まないと思うが、審議会委員に学校の先生も入っていただき、スタ
ートは切れている。成年年齢の引き下げについて、クローズアップしている時
期ですから、先生の日程を含め、多くの委員の方に出席していただける時期に
審議会を開催してもらいたい。

委 員

現状の相談体制はどのような状況か。相談件数からして、厳しいのかどうか
伺いたい。

課 長

相談員を3名から4名に、平成27年度に増やした。年間780件程度の相
談を受けている。私が見ている限り、相談員4名できちんと対応できている。
現在の相談員の中に、23区で相談員をやられていた方がいる。圧倒的に規模
が大きく、相談件数も多い。なぜ小金井市に来たかを伺ったところ、もう少し
丁寧に相談を受けたいと仰っていた。今、それができており、適切に対応でき
ていると感じている。

委 員

今日の新聞に、若者が相談しやすいように、消費者庁がLINE等のアプリ
で相談を開始すると書いてあった。今、どこの消費者センターも相談は対面か
電話というように、相談ルートを決めていると思う。高校生、大学生はアプリ
を利用していると考えるので、そういった相談の間口を広げていくことはい
いことだと考える。ただ、相談員が現状厳しいと、メールに対応できない、L
I N Eを相談員本人が使用できないといけない等あるので、まだ先かもしれ
ないが、将来的にそういったことが出てきたら小金井市も体制を増やしてい
けたらとポジティブに思ったところである。

会 長

今後の課題かもしれない。

課 長

委員の仰るように、間口を広げるには有効と思う。実際の相談となると、き
ちんと聞き取りをしないと、正しくアドバイスできないので、LINEだけで

完結させるというのは、現状の相談内容を見ていると厳しいと感じる。間口を広げ、とっつきやすくするには有効。188（いやや）のように、消費者庁、東京都との連携があり、188に架ければ消費者センターに繋がるということを啓発している。消費者スクールの中でも、子どもたちへ、何かあれば188へかけるように、また、消費者センターがあるということも認知されつつあると考える。会長の仰るとおり、一挙には進まないが、手を緩めずにやっていくことが大切だと思っている。

委員

情報発信についても、小金井市では、ツイッターを活用したりしている。LINEの公式アカウントなどで、メッセージを取るようにする等考えてもらえればいかと思う。

会長

議題3「その他」について事務局から何かあるか。

事務局

特にない。

会長

他に意見がなければ「その他」を終了する。

本日の議題は全て終了したので、これをもって閉会する。